

桜の森公園野球場使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

使用区分	時間区分	午前7時から午後5時まで
スポーツのため 使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	2時間まで880円 2時間を超える1時間ごとに440円
	学校以外	2時間まで1,760円 2時間を超える1時間ごとに880円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 4 時間区分外に使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。
- 6 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

桜の森公園野球場設備器具使用料

使用区分及び設備器具の名称	時間区分	午前7時から午後5時まで
放送設備	1回ごと1式につき	880円

※詳細は施設までおたずねください。